

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件

秋田国民年金 事案 616

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から2年1月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から2年1月まで

夫婦二人分の国民年金保険料を毎月妻が集金人に納付し、昭和 51 年からは、付加保険料も納付していた。申立期間の付加保険料の納付記録が夫婦共に無いことを知り、社会保険事務所に確認したところ、申立期間の保険料を平成 3 年 4 月に定額保険料だけ納付している記録だった。2 年も過ぎて保険料を納付したことはなく、付加保険料を払わないこともなかった。付加保険料の納付について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間である上、申立人夫婦は、国民年金に加入した以降の国民年金保険料をすべて納付し、付加年金に任意加入した昭和 51 年 1 月以降の付加保険料についても、申立期間を除きすべて納付しており、申立人夫婦の付加保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の妻は、「申立期間の付加保険料は定額保険料と一緒に、夫婦二人分を毎月集金人に納付していた。」と主張するところ、A市町村が保管する資料等により、申立期間当時、申立人の妻が記憶する集金人が、申立人の居住地区の集金業務を行っていたことが確認できる。

さらに、A市町村が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の記録では、申立期間に係る付加保険料は納付済みとされていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 617

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から2年1月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から2年1月まで

夫婦二人分の国民年金保険料を毎月私が集金人に納付し、昭和 51 年からは、付加保険料も納付していた。申立期間の付加保険料の納付記録が夫婦共に無いことを知り、社会保険事務所に確認したところ、申立期間の保険料を平成 3 年 4 月に定額保険料だけ納付している記録だった。2年も過ぎて保険料を納付したことはなく、付加保険料を払わないこともなかった。付加保険料の納付について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間である上、申立人夫婦は、国民年金に加入した以降の国民年金保険料をすべて納付し、付加年金に任意加入した昭和 51 年 1 月以降の付加保険料についても、申立期間を除きすべて納付しており、申立人夫婦の付加保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「申立期間の付加保険料は定額保険料と一緒に、夫婦二人分を毎月集金人に納付していた。」と主張するところ、A市町村が保管する資料等により、申立期間当時、申立人が記憶する集金人が、申立人の居住地区の集金業務を行っていたことが確認できる。

さらに、A市町村が保管する申立人の夫の国民年金被保険者名簿の記録では、夫の申立期間に係る付加保険料は納付済みとされていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 618

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から同年12月まで

A区に異動してから国民年金の加入手続を行い、間もなくして過去1年ぐらいの分も含めた納付書が届いた。大変だったが、何度かに分けて郵便局で納めたのを覚えている。

昭和49年9月の1か月が未加入、同年10月から同年12月までの3か月が未納とされているのはおかしいと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和51年1月19日、資格取得は49年10月15日に遡^{そきゅう}及して行われていることが確認でき、手帳記号番号が払い出された時点で、遡^{そきゅう}及して資格取得した49年10月から50年3月までの期間の保険料は、過年度保険料として納付可能であったことが確認できる。

さらに、遡^{そきゅう}及して資格取得した期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの保険料は過年度保険料として納付されていることが確認できるところ、49年10月から同年12月までの保険料月額は、50年1月から同年3月までの保険料月額よりも低額であったことを踏まえると、申立期間のうち、当時、納付可能であった49年10月から同年12月までの保険料を優先して納付していないことは不自然である。

一方、申立期間のうち、昭和49年9月の国民年金保険料について、社会

保険事務所の記録では、遡^{そきゅう}及して取得した被保険者資格取得日が同年 10 月 15 日とされ、同年 9 月は国民年金に未加入とされていることから、申立人は、当時、同年 9 月の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人が所持している年金手帳をみると、国民年金の被保険者記録欄には、昭和 40 年*月*日から 48 年 4 月 1 日までの期間、49 年 10 月 15 日から 54 年 7 月 1 日（平成 19 年 6 月 20 日付けで昭和 54 年 6 月 19 日に訂正）までの期間及び昭和 58 年 9 月 7 日から平成 14 年 4 月 1 日までの期間については記載されているが、昭和 49 年 9 月が国民年金の被保険者期間であった旨の記載は無いことが確認できる。

さらに、申立人が昭和 49 年 9 月の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が同年 9 月の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 619

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年9月まで

昭和45年2月ごろ、A市町村役場の窓口で国民年金の加入手続をした際、市町村役場職員から、申立期間について、さかのぼって国民年金保険料を納付するように教示されたので、言われたとおりに納付した。

しかし、平成17年の年金裁定請求時に、国民年金保険料を納付した申立期間と厚生年金保険被保険者期間との重複が判明したため、申立期間を除いた期間分について老齢基礎年金の支給決定がなされ、過誤納であるとして申立期間の保険料に係る還付通知書が届いた。

私は、市町村役場職員に言われたとおりに保険料を納付しただけであるので、申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、平成17年10月に厚生年金保険被保険者期間（脱退手当金支給済期間）と国民年金被保険者期間を記録統合するまでは、国民年金の強制被保険者期間として管理され、A市町村が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、当該期間の国民年金保険料が昭和45年2月27日に納付されていることが確認できるが、この記録統合によって、申立期間は、本来国民年金に加入することができない厚生年金保険被保険者期間との重複期間であることが判明したため、平成17年10月に当該期間の保険料に係る還付通知が行われている。

しかしながら、行政側に本来納付できない厚生年金保険被保険者期間に係る期間について、国民年金保険料の納付勧奨及び納付書作成を行ったという過誤があり、申立人が申立期間の保険料を納付した後、約36年間にわたり、

国庫歳入金として扱われていたことは明らかである上、申立期間の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給済みであり、厚生年金保険の被保険者でなかったものとみなされることを踏まえると、年金裁定請求手続の中で申立人の被保険者期間を確認する過程で、制度上国民年金の被保険者となり得ないことを理由として申立期間の保険料を還付することは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 620

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 11 月から平成元年 10 月まで
(保険料の還付の有無)
② 平成元年 4 月から同年 9 月まで
(保険料の納付の有無)

私は、昭和 63 年 11 月に、63 年 11 月から平成元年 10 月までの国民年金保険料 9 万 2,200 円を前納した。その後、昭和 63 年 11 月から厚生年金保険に加入したため、前納した国民年金保険料が還付されたが、還付金額は 4 万 400 円であり、納得できない。

また、平成元年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料が未納とされているが、夫がまとめて納付したと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は 6 か月と短期間である上、申立人は、申立期間②を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の切替手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の夫は、自身の国民年金保険料について、7 か月の未納期間を除き、すべて納付しており、申立人の夫の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、A 市町村が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録から、申立人が平成元年 4 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、国民年金への切替手続は適切に行われていたことが確認でき、申立期間②の国民年金保険料を現年度納付することは可能であり、申立人の夫が納付していたとする申立人の主張に不自然さはみられない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、「昭和 63 年 11 月から平成元年 10 月までの国民年金保険料については、昭和 63 年 11 月 22 日に前納（金額は、9 万 2,200 円）した後、厚生年金保険に加入したことから還付されているが、還付された金額は 4 万 400 円であり納得できない。」と主張するところ、社会保険事務所では、社会保険庁の通達に基づき、被保険者が納付義務のない国民年金保険料を納付したときは、これを還付するものとされ、還付金がある場合において、納付すべき国民年金保険料があるときは、還付に代えて、その還付金をその保険料に充当することとされている。

また、社会保険事務所の記録によれば、申立人の国民年金保険料は、社会保険事務所が申立人の保険料を還付（決議は昭和 63 年 12 月 20 日、還付は 64 年 1 月 5 日）する時点で、昭和 62 年 4 月から同年 10 月までの期間が未納となっており、還付時点で時効に至らない納付可能な保険料であったことから、社会保険事務所において同期間の保険料（月額 7,400 円、7 か月分、合計金額 5 万 1,800 円）に充当し、残額の 4 万 400 円を還付していることが確認できる。

なお、還付金が充当された期間（昭和 62 年 4 月から同年 10 月まで）については、申立人の夫についても国民年金保険料の未納期間となっている。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

また、申立人の昭和 63 年 11 月から平成元年 10 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 621

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から48年3月まで

私の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付は、すべて父親が行っていたが、昭和44年4月から48年3月までの保険料が未納とされているのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は、昭和36年4月の国民年金制度発足時から60歳到達時までの間、夫婦の国民年金保険料を完納しており、申立人の父親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和48年10月以降、資格取得は20歳到達時の44年*月に遡^{そくきゅう}及して行われていることが確認できる^{ところ}、申立期間直後の48年4月以降の申立人の国民年金保険料はすべて納付されている。

さらに、昭和47年10月に結婚した申立人の夫（娘婿）の47年4月から48年3月までの国民年金保険料は、申立人の国民年金加入手続を行った直後の48年11月19日に、過年度納付されていることが確認できる^{ところ}、48年4月以降の申立人及びその夫の保険料の納付時期がほぼ一致していることを踏まえると、申立人の父親が娘婿の保険料と併せて申立人の保険料を過年度納付したと考えることに不自然さはみられない。

加えて、申立人の父親名義のA金融機関の預金通帳の写しから、昭和48年11月に、申立人の親夫婦の12か月分の現年度保険料並びに申立人及びその夫の9か月分の現年度保険料と1年分の過年度保険料の合計額にほぼ相当

する金額が払い戻されていることが確認できる。

一方、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、46 年 6 月以前は時効により納付できない期間となっている上、申立人の父親が、当該期間に係る申立人の保険料を過年度納付した形跡は見当たらず、申立人の父親も、「過年度納付した記憶は無い。」としている。

また、申立人の父親が申立人の当該期間の保険料を現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されていた事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の父親名義の A 金融機関の預金通帳の写しにおいて、当該期間に係る世帯 3 人（申立人の父母及び祖母）分の保険料相当額が毎年 1 回払い戻されている事実は確認できるものの、申立人に係る保険料が払戻しされている記録は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田厚生年金 事案 624

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年5月1日から27年6月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和26年5月1日とし、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年6月1日から同年10月1日まで
② 昭和26年5月1日から27年6月1日まで

A株式会社C支社において、昭和19年6月1日から事務職も厚生年金保険に加入することとなったが、加入記録では同年10月1日加入と相違しているので訂正してほしい。

また、昭和26年5月1日付けで、A株式会社C支社からB支店に異動したが、厚生年金保険の加入が13か月後の27年6月1日となっており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社D支店が保管する社員名簿から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（同社C支社から同社B支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、社員名簿に「昭和26年5月1日B支店庶務課経理係長を命ずる」と記録されていることが確認できることから、昭和26年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和27年6月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、A株式会社D支店は、「社員名簿から継続して雇用していることが確認できることから、申立期間②においても継続して厚生年金保険料を納付していたと考えられる。」としているが、このことについて確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人は、「保有している厚生年金保険被保険者証に被保険者の資格取得年月日が昭和 19 年 6 月 1 日と記載されていることから、同年 10 月 1 日に資格を取得したとする記録を訂正してほしい。」と主張するところ、厚生年金保険法では、昭和 19 年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までは同法の適用準備期間であり、申立期間①は厚生年金保険の被保険者期間とはならない期間である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年2月26日に厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）被保険者資格を取得した旨の届出及び19年6月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、（旧労働者年金保険法適用後の）昭和17年6月から18年6月までを30円、18年7月から19年5月までを60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年3月から20年3月10日まで

戦時中の徴用で、A株式会社B工場に勤務した。昭和20年4月に入隊するために、同年3月10日のC都道府県に戻る夜行列車に乗っていた時に、D市町村辺りでサイレンが鳴り、大空襲を体験したことをはっきりと覚えている。17年3月から20年3月10日までの期間については、同社で厚生年金保険に加入していたと記憶しているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人がA株式会社B工場において厚生年金保険に加入した記録は確認できなかったが、社会保険業務センターが保管するA株式会社E工場に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録に、申立人の旧姓と同姓で名前の一字が異なり、かつ、生年月日が2日違いで、基礎年金番号に未統合の被保険者記録（資格取得日が昭和17年2月26日、資格喪失日が19年6月1日）が確認できる。

また、A株式会社が保管する人事記録によると、申立人の氏名は厚生年金保険被保険者台帳の記録と同様に、誤って記録されていることが確認できる。

さらに、申立人がA株式会社B工場にC都道府県から一緒に徴用で働き

に行ったと記憶する二人については、申立期間当時の記録が確認できる上、うち一人は、「3人一緒にA株式会社B工場に働きに行った。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、前記の未統合記録は申立人の記録であると認められ、かつ、事業主は申立人が昭和17年2月26日に厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）被保険者資格を取得した旨の届出及び19年6月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和17年6月から18年6月までを30円、18年7月から19年5月までを60円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和19年6月1日から20年3月10日までの期間については、申立人の記憶は具体的であり、勤務していたことは推認できるが、社会保険庁の記録では、申立人が一緒にA株式会社B工場に働きに行ったとする二人の同僚の被保険者資格喪失日の記録は、前記の未統合記録から確認された申立人の資格喪失日と同一であることが確認できる。

また、申立人が申立期間のうち、昭和19年6月1日から20年3月10日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、上記期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 626

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和33年8月20日とし、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月20日から同年12月27日まで
B市町村のC株式会社からD市町村の同社E支店に転勤した昭和33年8月から、同年12月に厚生年金保険に加入するまでの4か月の期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C株式会社本店及びE支店の複数の同僚の証言から判断すると、申立人はC株式会社に継続して勤務し（昭和33年8月20日に同社本店から同社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる（なお、C株式会社E支店は、法務局の法人登記では、昭和33年5月2日に登記され、その以前の名称はC株式会社E営業所であったが登記はされていない。また、社会保険事務所の記録では、C株式会社E営業所は、29年6月1日に厚生年金保険適用事業所となり、31年11月15日にA株式会社に名称変更している。）。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るC株式会社における昭和33年7月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（昭和33年10月算定予定の標準報酬月額の記載あり）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C株式会社及びA株式会社は既に解散しており、当時の事

業主も所在不明のため、不明であるが、申立人の前後1か月から4か月の間に本社から異動している3人のA株式会社における被保険者資格の取得日は、すべて申立人と同じ昭和33年12月27日とされており、事業主がいずれも正しい日付の資格取得日を届け出たにもかかわらず、社会保険事務所において、これを誤って33年12月27日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る33年8月から同年11月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

秋田厚生年金 事案 630

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年5月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を30年5月1日、資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月8日から同年12月28日まで
昭和29年以降、毎年春から秋にかけてA事業所に勤務していた。

昭和30年からはB現場で勤務していたが、30年だけ厚生年金保険の記録が無い。B現場で一緒に働いていた同僚は厚生年金保険に加入しているのに、私だけ記録が無いことは納得できない。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する人事記録から、申立人が、申立期間のうち、昭和30年5月から同年11月までの期間においてA事業所に月雇作業員として勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、「昭和29年から50年までの期間は、毎年春から秋にかけてA事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張するところ、A事業所が保管する人事記録及び社会保険庁のオンライン記録により、昭和29年から50年までの期間のうち、申立期間の1年間を除く21年間の人事記録と厚生年金保険加入期間の記録がすべて一致していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間当時同僚であったと記憶する二人は、申立期間のA事業所における厚生年金保険加入記録が確認できる。

加えて、申立期間の翌年度の昭和31年度において、申立人と同一日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した22人のうち19人は、申立期間におい

ても被保険者資格を取得していることが確認でき、このうち連絡が取れた 11 人は、申立期間当時、「採用時に厚生年金保険に加入するかどうか希望を聞かれたことはなかった。」と証言している。

一方、申立人は、「昭和 30 年 4 月から同年 12 月末ごろまでは勤務していた。」と主張しているが、当時の同僚から聴取しても、勤務期間に関する詳細な証言は得られないことから、前記の人事記録において確認できる昭和 30 年 5 月から同年 11 月までの期間以外の期間に係る勤務事実を確認することができない。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 30 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同じ業務に従事していた同僚の社会保険事務所の記録から、1 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 30 年 5 月から同年 11 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和 42 年 4 月 3 日）及び資格取得日（昭和 42 年 9 月 1 日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を 1 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 3 日から同年 9 月 1 日まで

昭和 42 年 4 月、組合活動を理由に解雇された。不服として地位保全の申立てをした結果、不当解雇と認められ、同年 9 月 1 日に復職した。仮処分が決まってすぐに、42 年 4 月から同年 8 月までの賃金が一括で支払われたので、厚生年金保険料も引かれているものと思っていた。社員としての身分が保障されたので、厚生年金保険加入も継続しているものと思っていた。42 年 4 月 3 日から同年 9 月 1 日までの期間を厚生年金保険加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 42 年 4 月 3 日に、組合活動を理由に同僚一人とともに A 事業所を解雇されたが、B 地方裁判所に地位保全の仮処分申請を行った結果、仮処分が決定し、同年 9 月 1 日に復職した。これに伴い、解雇された 42 年 4 月 3 日から復職した同年 9 月 1 日までの厚生年金保険被保険者資格が回復したはずである。」と主張するところ、当時の仮処分決定通知書は保管されていないが、当時の複数の同僚は、「申立人ほか一人が、会社を解雇されたが、裁判で勝って復職した。」と証言している上、申立人が記憶する事業主との和解内容及び依頼した弁護士に関する記憶は具体的であり、申立人の主張する仮処分決定があったものと推認できる。

また、仮処分申請を依頼した弁護士（弁護士）は、「夫は亡くなり、当時の資料は残っていないので確認はできないが、仮処分申請が認められて復職し、その間の給与が支給されたのであれば、支給される給与からその間に控除されるべき厚生年金保険料等は控除していたと考えられる。」と述べている。

さらに、「解雇の効力につき係争中の場合における健康保険等の取扱について」（昭和 25 年 10 月 9 日保発第 65 号通達）では、裁判所が解雇無効の判定をなし、かつ、その効力が発生したときは、当該判定に従い遡^{そきゅう}及して資格喪失の処理を取り消すこととされている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 41 年 10 月の A 事業所に係る申立人の社会保険事務所の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る「地位保全の仮処分決定」があった旨の届出が社会保険事務所に行われていれば、申立人の資格喪失の取消しの処理が行われるはずであるが、社会保険事務所の記録によれば、取消しの処理は行われておらず、申立人に係る資格取得日を昭和 42 年 9 月 1 日とする処理が行われ、新たに別の健康保険記号番号を付番していることを踏まえると、事業主は申立人に係る「地位保全の仮処分決定」があった旨の届出は行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

秋田厚生年金 事案 632

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和48年9月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月1日から同年9月30日まで
雇用保険の記録により、昭和48年5月から同年9月までA事業所に勤務したことが確認できるが、厚生年金保険は48年5月の1か月だけの加入となっている。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「社会保険庁の記録では、A事業所での厚生年金保険の加入記録は、昭和48年5月1日から同年6月1日までの1か月とされているが、同年9月まで勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張するところ、雇用保険の記録により、申立人が昭和48年9月29日までA事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、当時の同僚は、「昭和48年ごろの従業員数は7人から9人ぐらいで、従業員はすべて正社員だったので全員厚生年金保険に加入させていたはずだ。」と証言しているところ、申立人のA事業所に係る厚生年金保険の加入記録がある昭和48年5月の被保険者は8人であることが確認できる上、同事業所の従業員は、「会社には、厚生年金保険の資格を喪失させたまま勤務させていた従業員はいなかった。」と証言しており、申立期間当時、同事業所では、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いだったことがうかがえる。

さらに、A事業所において短期間（5か月以内）の厚生年金保険の加入記録がある従業員二人についても、雇用保険と厚生年金保険の資格喪失日は、一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間において、A事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年5月のA事業所に係る社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は既に厚生年金保険適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから不明であり、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

秋田厚生年金 事案 633

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年6月1日から44年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を43年6月1日、資格喪失日に係る記録を44年1月1日とし、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月8日から44年9月1日まで
株式会社Bで一緒だった同僚が設立した株式会社Aに昭和43年3月8日から44年9月1日まで勤務した。当時の給料支払明細書を保管しており、厚生年金保険料が給料から控除されているので、厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書及び同僚の証言により、申立人は申立期間に株式会社Aに勤務し、申立期間のうち、昭和43年6月1日から44年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書から、6万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所には、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所であった記録が無い。しかし、同事業所は適用業種の事業所であり、また、申立人及び同僚の証言により、5人の従業員が常勤していたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行していたか否か

については、当該事業所は現存しておらず、事業主の消息も不明であるため、厚生年金保険料の納付については確認できないが、当該事業所は申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、事業主は社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人から提出された給料支払明細書から、昭和 43 年 5 月及び 44 年 1 月から同年 6 月までの期間については、申立人が同期間に勤務していたことは確認できるが、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、昭和 43 年 3 月及び同年 4 月、44 年 7 月及び同年 8 月については、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 43 年 3 月 8 日から同年 6 月 1 日までの期間及び 44 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者種別については、事業主が、第3種被保険者としての届出を行ったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月1日から34年2月28日まで

私は、昭和31年4月1日にA株式会社B事業所に採用され、18歳未満だったため坑外一般作業員として従業していたが、同事業所で坑内員として働いていた父からの申出により、18歳到達直後の同年*月*日から坑内員として働くようになった。

当時の坑内作業は、先山と後山の一組で行われ、先山であった父は、責任者として働き、後山の私は、作業補助及び搬出や搬入を行っていた。

申立期間について、第1種被保険者ではなく、第3種被保険者（坑内員）であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、坑内員としてA株式会社B事業所に勤務していた。」と主張しているところ、昭和31年4月の採用から18歳到達後の同年*月に坑内員として勤務するまでの経緯や、34年2月末に退社するまでの作業内容等に関する陳述内容及び当時の同僚の証言から、申立人は、申立期間当時、同事業所で坑内労働に従事していたと推認される。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の厚生年金保険被保険者種別は、第1種被保険者とされているが、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、健康保険記号番号の*番以降（社会保険庁のオンライン記録における申立人の健康保険記号番号は*番）が消失している上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）は保存されていないことが確認できることから、申立人の被保険者記録

を確認することができない。

また、現存する前記被保険者名簿において、18歳到達前に被保険者資格を取得し、被保険者種別欄に「坑内夫」と記載されていることが確認できる3人について、社会保険庁のオンライン記録と照合した結果、第1種被保険者のまま記録されている者が二人みられる上、そのうちの一人については、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）が保存され、昭和28年8月1日付けで第3種被保険者に業種変更が行われている記録が確認できることから、当時、当該事業所では、被保険者の種別変更届を適切に行っていたことが認められ、社会保険庁においては被保険者記録の管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、昭和31年*月*日付けで申立人の標準報酬月額が7,000円から8,000円に改定されており、申立人が坑内員に被保険者種別が変更になったと主張している時期と符合している上、申立人の申立期間における標準報酬月額の記録と、申立人と年齢が近く、第3種被保険者として記録されている者の標準報酬月額の記録とを比較したところ、同等の標準報酬月額となっていることが確認できる。

加えて、A株式会社B事業所の元事務担当職員は、「私は、昭和26年8月に入社してから34年6月に退社するまで、社会保険関係の事務を一人で担当していた。各種届出は適切に行っており、保険料の未納なども無かった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者種別については、第3種被保険者として、事業主が社会保険事務所に届出を行ったと認められる。

秋田国民年金 事案 615

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 6 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月から同年 12 月まで

昭和 63 年 6 月に A 都道府県会社を退社した後、B 都道府県の義兄宅に転入した。すぐに就職先が決まらなかったため、国民健康保険と国民年金の加入手続きを一緒に行い、両方の保険料を納付した記憶がある。国民年金保険料は、その当時就職していた C 事業所を辞めた後から納付し始めたと思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 63 年 6 月に A 都道府県会社を退社した後、B 都道府県の義兄宅に転入した。すぐに就職先が決まらなかったため、国民健康保険と国民年金の加入手続きを一緒に行い、両方の保険料を納付した記憶がある。」と主張するところ、D 区の回答から、申立人が昭和 63 年 6 月 21 日から国民健康保険に加入していることは確認できるが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは平成 4 年 2 月 21 日、資格取得は同年 3 月 21 日に行われていることが確認でき、申立期間は国民年金に未加入の期間となっていることから、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人は、「国民健康保険と国民年金の加入手続きは、一緒に行った。」としているところ、国民健康保険の加入日は昭和 63 年 6 月 21 日であるが、申立人の二十歳到達日は同年 * 月 * 日であり、二十歳到達日以前に国民年金の加入手続きを行うことはできなかったものと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 627

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月11日から43年1月10日まで
② 昭和43年3月31日から同年4月15日まで
③ 昭和43年11月11日から44年4月15日まで
④ 昭和45年1月8日から同年3月20日まで

A株式会社に出稼ぎに行っていた。会社では季節労働者も厚生年金保険に加入させていたはずであるが、厚生年金保険に加入していない期間があるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、「社会保険庁の記録では、出稼ぎに行っていたA株式会社での厚生年金保険の記録は昭和43年1月10日から同年3月31日までしかないが、42年11月11日から43年4月15日まで働き、厚生年金保険に加入していた。」と主張するところ、当時の複数の同僚等から聴取したものの、申立人が申立期間①及び②において勤務していたことを記憶している者は見当たらないとともに、一緒に出稼ぎに行ったとする同僚の厚生年金保険の記録も加入期間がまちまちであり、申立人が申立期間①及び②において勤務していたことをうかがわせる事情は確認できない。

また、申立人は、申立期間①及び②において国民年金に加入し、申立期間①については保険料を納付していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の健康保険証は昭和43年4月11日に返納されていることが確認でき、加入記録は同年1月10日から同年3月31日までの期間以外には無く、健康保険記号番号に欠番もみられない。

2 申立期間③について、申立人は、「A株式会社に出稼ぎに行き、厚生年金保険に加入していた。」と主張するところ、申立期間③当時、A株式会社に出稼ぎに行っていたことが確認できる複数の同僚等から聴取したものの、申立人が申立期間③において勤務していたことを記憶している者は見当たらない。

また、申立人は、「A株式会社には、2年続けて2回出稼ぎに行った。」と記憶しているところ、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人のA株式会社における厚生年金保険の加入記録は、昭和43年1月及び同年2月と44年11月及び同年12月となっていることが確認でき、申立人の記憶とは符合している。

さらに、申立人は、申立期間③において国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

3 申立期間④について、申立人は、「社会保険庁の記録では、出稼ぎに行ったA株式会社での厚生年金保険の加入記録は昭和44年11月22日から45年1月8日までとされているが、45年3月20日まで働き厚生年金保険に加入していた。」と主張するところ、当時の複数の同僚等から聴取したものの、申立人が申立期間④において勤務していたことを記憶している者は見当たらない。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社の被保険者原票によれば、申立人の健康保険証は昭和45年2月9日に返納されていることが確認でき、加入記録は44年11月22日から45年1月8日までの期間以外には無く、健康保険記号番号に欠番もみられない。

さらに、申立人は、申立期間④において国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

4 申立期間当時、A株式会社で社会保険事務を担当していた元社員は、「会社は、大手企業の子会社として、社会保険を法定どおり運用しており、加入期間が無いとされる期間については、出稼ぎに来ていなかったのではないかと考えられる。」と証言しているところ、申立期間①、②、③及び④当時、A株式会社に出稼ぎに行き厚生年金保険の加入記録がある4人は、「自分のA株式会社での出稼期間と厚生年金保険の記録とに不一致は無い。」と述べている。

5 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 628

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から同年8月1日まで
昭和31年から41年にかけて、毎年、春から冬にかけての間、A事業所で定期作業員として勤務した。33年4月1日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険加入記録が無いとされたことに納得がいかないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「社会保険庁の記録では昭和33年度のA事業所の厚生年金保険の加入記録は33年8月1日から同年11月26日までとされているが、同年4月1日から勤務し厚生年金保険に加入していた。」と主張するところ、当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によれば、申立人が厚生年金保険の資格取得（昭和33年8月1日）をしている事業所整理記号は、社会保険事務所において昭和33年8月1日に新規に払い出されていることが確認でき、申立人が同僚として記憶する二人を含む299人が、同日付けで同事業所整理記号により資格を取得していることが確認できる。

また、A事業所では、昭和32年度までは別の事業所整理記号により厚生年金保険の資格取得を行い、31年度は申立人を含む222人が資格を取得し、32年度は申立人を含む251人が資格を取得しているが、33年度には同事業所では一人も資格を取得していないことが確認できる。

さらに、A事業所では、申立期間について、申立人が厚生年金保険に加入していたことが確認できる資料を保管しておらず、申立人が申立期間に係る

厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 629

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月ごろから同年 12 月ごろまで
昭和 63 年 9 月ごろから同年 12 月ごろまで、A 区にあった有限会社 B という会社で勤務したが、急に退社を希望したために円満退社ができず、年金手帳と雇用保険証を返してもらえなかった。同社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、有限会社 B に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時、経理を担当していた事業主の娘は、「若い従業員の中には数か月の見習期間がある者がおり、雇用保険、厚生年金保険の加入手続が遅れる場合があった。」と証言しているところ、申立人は、雇用保険についても加入記録が無いことが確認できる。

また、A 区の記録から、申立人は申立期間当時、国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する有限会社 B に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の記録は無く、申立期間における健康保険記号番号に欠番もみられない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 634

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 20 日から 56 年 9 月 26 日まで
昭和 47 年 5 月に、私たち夫婦と私の姉夫婦及び義弟の 5 人で A 社 B 事業所をオープンさせ、56 年 9 月 25 日まで働いた。私以外の 4 人の厚生年金保険加入期間は、47 年 5 月 10 日から 56 年 9 月 25 日までとなっているのに、私は 52 年 5 月 20 日までの記録となっている。同じように勤務しながら、私の加入期間だけが短くなっていることは納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社における厚生年金保険の加入記録は、昭和 47 年 5 月 10 日から 52 年 5 月 20 日までとされているが、56 年 9 月 25 日まで勤務し、厚生年金保険にも加入していたはずである。」と主張するところ、当時一緒に働いていた申立人の夫、姉及び同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社B事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人のA社B事業所における雇用保険の加入記録は、昭和 47 年 6 月 5 日から 52 年 4 月 21 日までの期間であることが確認でき、厚生年金保険の加入記録とおおむね一致しており、申立期間については、雇用保険にも加入していないことが確認できる。

また、当時のA社の代表取締役は、「一人だけ理由も無く厚生年金保険の資格を喪失させることは考えられない。厚生年金保険と雇用保険の記録がほぼ一致しているのであれば、社会保険庁の記録に誤りがあるのではなく、そのように手続を行ったものと思うが、本人から保険料を控除しながら社会保険事務所に納付していないということは考えられない。」と述べている上、

当時の社会保険事務の担当者は、「記憶は曖昧^{あいまい}であるが、当時、夫の被扶養者となるといったことであつたかもしれない。」と述べている。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月 16 日から同年 8 月 6 日まで
昭和 57 年 7 月 16 日から同年 8 月 5 日まで、A株式会社所有の船舶に乗っており、船員手帳にもその旨記載されている。船員保険に加入していたはずなので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の記録及び当時の同僚の証言から、申立人が昭和 57 年 7 月 16 日から同年 8 月 5 日までの期間において、A株式会社所有の船舶に乗っていたことは確認できる。

しかしながら、当時の同僚の証言及び申立人の陳述内容から、申立期間当時、船には、船長、申立人及び同僚一人の 3 人が日本人乗組員として乗船していたことが推認できるが、申立人及び船長には船員保険の加入記録が確認できず、同僚にはB株式会社での船員保険の加入記録（昭和 57 年 7 月 14 日から 58 年 11 月 18 日まで）があることが確認できる。

また、A株式会社は、平成 19 年 10 月 1 日に関連企業であるB株式会社へ吸収合併され、解散しているが、B株式会社では、「A株式会社は、昭和 59 年 7 月 1 日以前は船員保険適用の船舶所有者とはなっておらず、B株式会社が直接雇用する場合は、船員保険の加入手続は当社で行っていた。当時の資料は何も残っておらず、申立人の船員保険加入の有無は分からないが、当時、A株式会社の役員を務めていた者によれば、船員の中には派遣のような形態で乗船していた者もあり、その場合には、当社では加入手続は行っていなかった。申立人については、57 年 9 月 1 日から当社で直接雇用したため、当社で船員保険に加入している。」と回答している。

さらに、申立期間について、B株式会社において船員保険の加入記録があ

る同僚は、「乗船する前に会社に立ち寄り、乗船の手続をした記憶がある。」と証言し、この者の船員手帳をみると、雇入年月日及び雇入港欄には「昭和 57 年 7 月 15 日 C 港」、官庁公認印欄には「昭和 57 年 7 月 15 日付け D 海運局 E 支局の印」が押されていることが確認できる。一方、申立人は、「乗船した場所の記憶が無く、誰からか電話で呼び出され乗船したように思う。会社で手続をした記憶は無い。」と述べている上、申立人の船員手帳をみると、雇入年月日及び雇入港欄には「昭和 57 年 7 月 16 日 C 港」と記載されているが、官庁公認印欄には「昭和 57 年 8 月 5 日付け F 国日本国大使館の印」が押され、備考欄には「官庁時間外の為、船内雇入す」と記載され、船長氏名欄には同僚の船員手帳に記載されている船長とは別の船長の氏名が記載されていることから、申立人及び申立人と一緒に乗船した船長の二人については、出港直前に急遽乗船が決まったことがうかがわれ、B 株式会社において船員保険に加入していた同僚とは雇用形態が異なっていたために、同社では船員保険の加入が無かったものと考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管する B 株式会社の船員保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において、申立人の加入記録は無く、船員保険被保険者証の番号に欠番もみられない。

このほか、申立人が申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の保険料控除に関する記憶も曖昧であり、ほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 637

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年11月から46年4月まで
② 昭和51年11月から52年4月まで

申立期間①について、A株式会社B工場に出稼ぎに行っていたが、社会保険事務所の回答によれば、「厚生年金保険被保険者名簿には名前が無く、該当する厚生年金保険の加入記録は見当たらない。」という内容だった。給与明細書等の証拠書類は無いが、厚生年金保険に加入していたと記憶しているため、調査をお願いしたい。

また、申立期間②については、どこの事業所だったかは定かでないが、勤務していた記憶があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「同僚3人及び妻とともに5人でA株式会社B工場に出稼ぎに行き、厚生年金保険にも加入していた。」と主張するところ、雇用保険の記録から、申立人が昭和45年11月14日から46年4月16日までの期間において、A株式会社B工場に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人と一緒に出稼ぎに行ったとする同僚3人のうちの一人は、「申立人に誘われてA株式会社B工場に出稼ぎに行った。失業保険（現在は、雇用保険）には加入していたが、健康保険や厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している上、一緒に出稼ぎに行った同僚3人及び申立人の妻について、当該事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できず、申立人を含め5人全員が申立期間①当時、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

また、A株式会社では、「当時、当社は、厚生年金基金に加入しており、

基金の記録も確認したが、申立人の加入記録は無い。」と回答している上、社会保険事務所が保管しているA株式会社B工場の厚生年金保険被保険者原票に申立人の加入記録は無く、申立期間①において整理番号に欠番もみられない。

さらに、申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人が昭和51年11月1日から52年5月31日までの期間において、有限会社Cに勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、有限会社Cが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和57年8月1日からであり、申立期間②当時、同社は厚生年金保険の適用事業所とはなっていなかったことが確認できる。

また、申立期間②当時、有限会社Cで事務を担当していた元社員は、「私が入社した当時は、会社が厚生年金保険に加入していなかったため、国民年金に加入していた。」と証言しているところ、この元社員は、昭和50年ごろに入社し、平成19年3月まで同社に勤務していたとしているが、20歳になった昭和47年4月から同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の57年7月までの期間において、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できるとともに、申立人についても、申立期間②当時、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、「アルバイトのような身分だったので、厚生年金保険料は引かれていなかったかもしれない。」と述べており、ほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 638

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 11 月から 44 年 4 月まで
② 昭和 44 年 11 月から 45 年 4 月まで
③ 昭和 45 年 11 月から 46 年 4 月まで
④ 昭和 46 年 11 月から 47 年 4 月まで
⑤ 昭和 47 年 11 月から 48 年 4 月まで

昭和 43 年から 47 年の毎年 11 月から翌年の 4 月ごろまで、A 都道府県の B 株式会社に出稼ぎに行った。一緒に行った近隣の知人には厚生年金保険の加入記録があるので、私も同様に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 43 年から 47 年の毎年 11 月から翌年の 4 月ごろまで、A 都道府県の B 株式会社に出稼ぎに行き、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張しているところ、申立人の雇用保険の記録から、申立期間のうち、申立期間①については昭和 43 年 11 月 8 日から 44 年 4 月 12 日まで雇用保険に加入していることが確認できるが、申立期間②から⑤までの期間については雇用保険の加入記録も確認できない（なお、雇用保険の記録では、申立期間①の前年の昭和 42 年 11 月 1 日から 43 年 4 月 13 日までの期間に係る加入記録が確認できる。）。

また、社会保険事務所が保管する B 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 43 年から 47 年までの期間において、11 月中に被保険者資格を取得した者の記録を確認した結果、44 年以前においては、出稼ぎ労働者とみられる資格取得者は見当たらないことから、出稼ぎ労働者について、厚生年金保険に加入させる取扱いを開始したのは、昭和 45 年度以

降であることがうかがえる。

さらに、申立期間①から⑤までの期間について、申立人が一緒に出稼ぎに行ったと記憶している7人（うち二人は、申立期間③以降に勤務）の同社における雇用保険及び厚生年金保険の加入状況を調査したところ、i) 申立期間①及び②については、5人に雇用保険の加入記録は確認できるが、厚生年金保険には5人全員が加入していないことが確認でき（申立期間①の前年の昭和42年度の雇用保険の記録が4人に確認できるが、厚生年金保険には4人とも加入していないことが確認できる。）、ii) 申立期間③、④及び⑤については、同僚7人全員がいずれかの期間において厚生年金保険に加入していることが確認でき、7人全員が厚生年金保険の加入期間と雇用保険の加入期間がほぼ一致していることが確認できる。

加えて、B株式会社では、「当社で保管している厚生年金保険被保険者台帳をすべて確認したが、申立人の加入記録は無く、同僚7人の厚生年金保険の加入記録は、社会保険庁の記録と一致している。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間①から⑤までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた給与明細書等の資料は無く、ほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 639

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 6 月 1 日まで
昭和 41 年 10 月に入社した A 株式会社において、給料から厚生年金保険料が差し引かれていたと思うので、8 か月の未加入期間があるとされることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

当時の事業主及び同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A 株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録により、A 株式会社は厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 42 年 6 月 1 日であり、同事業所は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録によれば、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 42 年 6 月 1 日に、申立人及び当時の事業主を含む 8 人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、当時の事業主は、「A 株式会社は厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 42 年 6 月 1 日であり、それ以前は、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している上、当時の事務担当者は、「厚生年金保険の適用事業所となる前は、厚生年金保険料の控除は行っていなかった。」と証言している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 640

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 1 日から同年 11 月 18 日まで
私は、A事業所の代表者として社会保険の事務等をすべて自分でやっていた。昭和 43 年 8 月 1 日から同年 11 月 18 日までが厚生年金保険未加入期間となっているが、A事業所での資格喪失日は、株式会社Bの資格取得日と同じ同年 11 月 18 日だと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 43 年 8 月 1 日から同年 11 月 18 日までの期間が厚生年金保険未加入期間となっているが、A事業所の被保険者資格喪失日は、株式会社Bの資格取得日と同じ同年 11 月 18 日である。」と主張するところ、社会保険庁のオンライン記録から、申立人と同様にA事業所の被保険者資格を昭和 43 年 8 月 1 日に喪失し、株式会社Bが新規適用事業所となった同年 11 月 18 日に同事業所の被保険者資格を取得したことが確認できる二人は、「申立人と一緒に株式会社Bを立ち上げるためにA事業所を辞めた。自分の厚生年金保険の記録に問題は無いと考えている。」、「社会保険関係の事務は申立人が担当していた。私の厚生年金保険の記録には納得している。」とそれぞれ証言している。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、申立人及び上記の二人は、昭和 43 年 8 月 1 日に被保険者資格を喪失した後、同年 8 月 8 日に健康保険証を返納していることが確認できる。

さらに、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。